

身体的拘束の最小化に向けた指針

横浜市立市民病院

1 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴う。したがって、身体拘束を行わないことが原則である。

横浜市立市民病院では、患者の人としての本来の姿を重視しながら多職種で検討し、合意形成した方向性に基づいて、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束をしない診療・看護の提供に努める。

2 基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を禁止する。この指針でいう身体拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2) 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを綱（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「身体拘束廃止・防止の手引き」(令和6年3月 令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業者等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業)

3) 身体拘束最小化の対象としない具体的な行為

以下の行為については対象から除外する。

(1) 治療を目的とするシーネ固定等

(2) 乳幼児（6歳以下）への事故防止対策

① 転落防止のためのサークルベッド・4点柵使用

（天蓋付きサークルベッドは、ベッドから出られないため身体拘束等と位置づける）

② 点滴時のシーネ固定

(3) 医療機器の形状上、安全確保のための装着が必要とされている場合（CT、ストレッチャー、車椅子の福祉用具として使用するベルトやテーブルなど）

※ ただし、介助者側都合による使用は身体拘束に該当する。

4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手順

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性：身体拘束が必要最低限の期間であること

上記3要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

身体拘束を行う場合は、当院の「身体拘束マニュアル」に準ずる。

① 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。

② 身体拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体拘束をしなくてもよい対応を検討する。

③ 多職種によるカンファレンスを実施し、身体拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。

④ 身体拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、アセスメントを行い、身体拘束解除に向けて取り組む。

5) 身体拘束を行っている患者への対応

(1) 毎日身体拘束を継続することが適切か、他の方法がないか複数名で検討し、カルテに記載する。

(2) 週に1回は医師を含めた多職種でカンファレンスを行う。結果はカルテに記載し、医師は継続の場合、指示を更新する。

(3) 身体拘束中は定期的に拘束部位を観察し、記録を行う。

6) 鎮静を目的とした薬剤の使用上の注意

- (1) 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、過度の鎮静をきたさないように留意する。
- (2) 院内ルールを遵守する。

7) 身体拘束の解除基準

- (1) 身体拘束等に必要な3要件を満たさない場合
- (2) 身体拘束等の影響から身体的侵襲等が出現した場合（患者の状況に応じ、定期的に観察を実施する）

4 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化対策に係る身体的拘束最小化部会（以下「部会」という。）を臨床倫理委員会下部組織に設置する。部会は認知症・せん妄サポートチームと連携し運営にあたる。

1) 部会の役割

- (1) 身体的拘束の実施状況に関すること
 - (2) 身体的拘束実施状況の管理者を含む職員への周知
 - (3) 身体的拘束を最小化するための指針の策定と改定
 - (4) 身体的拘束を最小化するための研修の企画及び実施
 - (5) その他、委員会から諮問された事項及び部会長が必要と認めた事項
- ※ 詳細は「横浜市立市民病院 身体的拘束最小化部会設置・運営要綱」参照

5 身体的拘束最小化のため研修

医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

- (1) 定期的な教育研修（年1回）実施
- (2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

制定 2025年3月13日